

7 職員の福祉および利益の保護の状況

①健康診断等の状況(平成20年度)

区 分	定期健康診断	人間ドック受診
受診者数	226人	144人

③職員互助会の状況

福利厚生制度の実施については、にかほ市職員の厚生制度に関する条例に基づき、県内の市町村等により組織された財団法人秋田県市町村職員互助会が行っています。

平成20年度の状況は下記のとおりですが、構成団体負担金率は社会情勢等を勘案して毎年度0.5ポイントずつ引き下げ、平成22年度以降は12.0/1,000にすることをしています。

会 員 数	338人
会 員 掛 金	金 額 22,953千円 掛金率 給料月額×18/1,000
市 負 担 金	金 額 16,578千円 負担率 給料月額×13.0/1,000
主 な 事 業 内 容	人間ドック助成金・療養金・見舞金・医療費助成等給付、貸付、各種研修、講演会、契約保養施設利用助成等

②公務災害の発生件数(平成20年度)

区 分	申 請	うち認定	うち不認定	うち継続審査
公務災害	5件	5件	0件	0件
通勤災害	0件	0件	0件	0件

④職員の利益の保護の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局による適当な措置が執られるべきことの要求や、不利益処分に関し不服申し立てをすることができます。市では、公平委員会がありまませんので、この事務について、秋田県人事委員会に委託しており、平成20年度における業務の状況は、下記のとおり報告を受けています。

・勤務条件に関する措置の要求の状況

要求件数	処理件数(却下・判定)	係属件数
0件	0件	0件

・不利益処分に関する不服申し立ての状況

要求件数	処理件数(却下・判定)	係属件数
0件	0件	0件

③育児休業等の種類

区 分	内 容
育児休業	当該子が3歳に達する日まで
部分休業	当該子が3歳に達するまでの間、1日につき2時間以内



4 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分・懲戒処分者数(平成20年度)

分限処分者数				
降任	免職	休職	降給	計
0人	0人	0人	0人	0人

●分限処分とは…職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分(降任・減給・停職・免職)をいいます。

懲戒処分者数				
戒告	減給	停職	免職	計
4人	1人	0人	0人	5人

●懲戒処分とは…職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分(戒告・減給・停職・免職)をいいます。

5 職員の服務の状況

①年次有給休暇取得状況(平成20年度)

総付与日数 A	総使用日数 B	利用率(%) C(B/A×100)	対象職員数(人) D	1人当たりの平均 使用日数E(B/C)
13,760日	3,792日	27.6%	371人	10.2日

②育児休業等取得状況(平成20年度)

区 分	育児休業	部分休業
男	0人	0人
女	3人	1人



6 職員研修の状況

①主な研修の状況(平成20年度)

区 分	受講者数	備 考
基本研修	新規採用職員研修 5人	
特別研修	職員啓発セミナー 14人	
	業務改善研修 2人	
	キャリア開発研修 4人	
	臨床検査技師研修 1人	
特別研修 (業務専門)	総務企画関係 8人	総務、防災
	財務関係 10人	会計、税
	福祉環境関係 74人	医療、介護福祉、保健衛生、環境
	産業経済関係 3人	農林、観光
	建設関係 9人	土木、用地、契約、都市計画、住宅
	上下水道関係 17人	下水道、水道、ガス関係研修含む
	議会・運営・監査関係 1人	議会
	教育関係 13人	教育、生涯学習、保健体育、公民館、図書館
	消防関係 34人	消防学校、その他(病院等)
	職場研修 手話講座 10人	
派遣研修	海外派遣研修 1人	



にかほ市長選挙は、10月25日(日)です

投票時間 午前7時から午後7時まで
(仁賀保第11投票区(釜ヶ台)は午後6時まで)

開票時間 午後8時から 象潟公民館大ホール
期日前投票 10月19日(月)～24日(土)まで(毎日)
午前8時30分～午後8時

※象潟庁舎、金浦庁舎、スマイルの3カ所、どの投票所でも投票できます。入場券の裏面に期日前投票事由を事前に記入してください。投票が早く済みます。

不在者投票 不在者投票のできる指定病院に入院中の方は、看護士等に申し出れば手続きしてくれます。

(由利組合総合病院、本荘第一病院、由利本荘医師会病院、佐藤病院など県内では約70の病院が指定されています)

介護施設に入所中の方は、職員に申し出れば手続きしてくれます。長期間仕事で出張中、出稼中、出産で里帰りまたは待機中でも投票できます。はじめに投票用紙の請求書を提出していただきます。にかほ市選挙管理委員会では、その請求に基づき滞在地に投票用紙等を送付します。投票は、滞在地の市・区役所、町村役場の選挙管理委員会に行つて投票を行うと、にかほ市選挙管理委員会に投票が郵送されます。

郵便投票 重度の身体障害者等で「郵便投票証明書」が交付されている方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。投票用紙等の請求期限は、10月21日(水)までとなりますが、請求、交付をすべて郵便で扱うため、早めに請求してください。入場券郵送日 10月17日(土)に郵送されますので、届かない方は連絡をしてください。

選挙公報郵送日 10月22日(木)ころ郵送されますので、投票の参考にしてください。

問合せ先 〒018-00192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市選挙管理委員会事務局(象潟庁舎内) ☎43・7506
E-mail: senkan@city.nikaho.lg.jp